

東かがわ市告示第56号

東かがわ市令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（令和7年東かがわ市告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付開始日及び申請期限）	（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付開始日）
第6条 略	第6条 略
2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年5月31日までの間で市長が別に定める日とする。	
（申請が行われなかった場合等の取扱い）	（申請が行われなかった場合等の取扱い）
第11条 略	第11条 略
2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和6年11月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和7年6月30日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。	2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和6年11月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和7年5月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。
3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和7年6月30日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。	3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和7年5月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。
附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）

改正後	改正前
1 略 (失効) 2 この告示は、<u>令和7年6月30日</u>限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定による給付金の返還については、この告示の失効後も、なお従前の例による。	1 略 (失効) 2 この告示は、<u>令和7年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定による給付金の返還については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和7年3月31日から施行する。